

# きもちは、 言葉を さがしている



## 第 25 話

水野 スウ

### 2016年の参院選、その歴史的な意味

2016年7月10日、参院選がおわりました。選挙期間中、街頭演説では「今回の選挙の争点は経済政策。アベノミクスのギヤをもっとふかすかどうかを国民にはかる」、党首討論では「改憲は争点ではない」と何度も繰り返してきた安倍首相。ところが、ふたを開けてみると、開票速報で真っ先に流れたのも、朝刊の1面を飾ったのも、「改憲派3分の2」の文字でした。

そもそも、この「3分の2」という数字、いったいなんのこと？ その答えは、憲法96条の中にちゃんと書かれています。

#### 憲法第96条

この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定

める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

つまり、憲法を変えるためには ①衆議院で3分の2の賛成 ②参議院で3分の2の賛成 ③国民投票で過半数の賛成 という3つのステップがあって、3分の2という数字は、1つ目と2つ目のステップのことを指しているのです。

今の憲法が誕生した1947年以来、衆議院と参議院の両方で、改憲に前向きな勢力が3分の2議席を占めたことは一度もありませんでした。ところが、2014年に行われた衆院選で、自民党と公明党の議席が3分の2を超えたことで、今回の参院選は、改憲の国民投票まで一気に進むかどうか？が、戦後はじめて問われることになった選挙だった、というわけです。

## 隠れていた争点

こうした今回の選挙の意味を、いったいどれくらいの人を知っていたのでしょうか？ このことについて、高知新聞の記者が参院選直前の7月2日～4日に高知市内の100人に街頭インタビューをした記事が話題になりました(2016.7.5【参院選土佐から】改憲への「3分の2」高知で83%意味知らず <http://www.kochinews.co.jp/article/32968>)

「今回の参院選は『3分の2』という数字が注目されています。さて何のことでしょうか？」記者がこの質問を携えて街を歩いた。返った答えのほとんどが「?」。「知らない」「さっぱり」「見当もつかない」の声が続いた。「合区のこと？」(21歳男性)、「えっ憲法改正のことって？ そんな大事なことは新聞が大見出しで書かなきゃだめでしょ。全然知らなかった」(74歳男性)の声も。

3分の2の意味を分かっていた人は、100人中17人。5分の4にあたる83人がわからないと答えたそうです。

記事の中では、自民党の改憲草案を読んだことがありますか？という質問もしています。自民党はもともと、自主憲法をつくろう、ということから生まれた党なので、これまで党内で何度も、憲法をこうかえよう、あかえよう、という議論を重ねてきています。2005年の草案づくりに続いて、2012年にも、前回とはまた違う「自民党改憲草案」を発表していて、インターネットで読むことができます。

(自由民主党「日本国憲法改正草案」[https://www.jimin.jp/policy/policy\\_topics/pdf/seisaku-109.pdf](https://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/seisaku-109.pdf))

だけど、読んだことがあると答えた人は100名中10名だけ。その人たちも、新聞やテレビで概要を聞いただけで、内容を熟読したわけではないということでした。街頭に立った記者さんはこんな感想を綴っています。

関心の薄さを象徴するかのような争点、憲法。自民党は経済政策を争点の中心に置き、対抗する野党は憲法の争点化を試みている。「見事に隠れている——」。各所を歩いた記者たちの感想だ。

この記事は参院選の前に書かれたものだったけれど、記者さんの印象の通り、本当の争点が注目されないまま投票日をむかえ、選挙が終わってから多くの人が、「改憲」「日本憲法」といったワードで、その意味を検索したそうです。

あれ、こんな現象、最近どこかでも聞いたような……そうだ、イギリスの国民投票！ EU離脱を決めた国民投票が決まった直後に、「EUってなに」とインターネットで検索する数が跳ね上がったイギリスの光景と重なって、怖いぐらいのデジャヴを感じてしまいました。

## そう遠くはない未来 国民投票のこと

もし実際の国民投票の時にも、これと同じようなことが起こったとしたらどうだろう。2006年、第1次安倍内閣のもとでつくられた国民投票法によると、改憲が発議されてから国民投票が行われるまでの日程は、最短で60日、長くても180日以内。さらに、どれだけ低い投票率であっても、有効投票数の過半数の賛成があれば、それで憲法を変えることができると定められています。

たとえるなら、この国がもし100人の村だとして、村びとの多くが、憲法なんて知らないよ、自分に関係ないさ、って思っていて、村の20人しか投票に行かなかったとします。そのうちの10人が賛成したら、もうそれで憲法は現実書きかえられてしまう、ということです。

草案の中味を知っていて今回改憲派に投票した人も、もちろんいるでしょう。だけど大半の人がよく意味がわからないまま、改憲派に3分の2議

席を与え、日本が戦後一度も進んだことのなかった道へと一步を踏み出した、それが今私たちのいるところなのです。

もしも、今の憲法について知らず、それがどう変えられようとしているかも知らず、国民投票にも行かなくて、かえられたあとで、憲法はこうなったんだよ、と知らされるとしたら、それって、この国の主権者としてちょっとさびしくないですか。

たとえそれがどうかえられるにせよ、憲法は国のかたち、国の行くべき方向性を指し示す、とてもとても重要なもの。なので、せめて国民投票にはかれる前から、今の憲法がなんのためにあるのか、草案がどういうものか、多くの人を知ったうえで、さて自分はどうしたいだろうか？と、一人ひとりにちゃんと選択をしてもらえたらいいな。

EU離脱が決まった後で、その意味するところが、「他の27カ国で、学び、住み、恋愛し、働く権利を、失う」ということだったんだ、と知って後悔しているイギリスの人たちを見ていると、よけいにそう思わずにはいられません。

改憲派といわれるいくつかの党も、憲法のどこをどうかえるのか、またはあらたに加えるのか、それぞれの主張には相当へだたりがあるので、数だけを見て、すわ改憲！とおおざっぱにくくるのはちと乱暴かもしれません。

それでも、衆参ともに単独過半数という自民党の議席数を考えると、自民党の公開している改憲草案が、発議される案としてもっとも近い可能性があると思うのです。自民党の意向が大きく影響することは間違いないでしょう。

なんといっても、今年の安保国会で、違憲といわれる集団的自衛権を含む平和安全保障法制を無理やり成立させた現政権のこと。

改憲発議から実際の国民投票まで、賛成する人、反対する人、双方がメディアを使ってその中味を知らせる期間は、最短で2ヶ月、長くても半年しかありません。いきなりその日がやってきてあわ

てふためかないように、今から心構えをして、周りの人とも語り合えるような準備をしておくことが大切なんじゃないかな、と私は思っています。

### ふだんの言葉で

先に紹介した高知新聞のインタビューの中で一番私の心に残っているのは、この言葉。

「興味ない。もう毎日のことでいっぱい。憲法っていっても生活から遠い存在。それどころじゃないです」(37歳女性、大橋通商店街で)

そうだよ。毎日の生活に大変だったら、新聞やニュースを追いかけるだけでも大変だよ。まして、見えにくい所に争点が隠れていたら、気がつかなくて当たり前だと思います。それに、必死に駆け抜けている毎日の中では、「憲法」っていうワードだけでも、なんだか難しそう、自分には関係なさそうって感じるかも。

でもね、私は憲法のことを知れば知るほど、私が今こうして過ごしている日々が、この憲法の上に成り立っているんだっていうことを感じずにいられないのです。私の暮らしも、あなたの暮らしも、憲法の上に成り立っている。

だから、先に知ったものの責任として、私がいだけふだんの言葉で、憲法を語れるだろう、それがまさに大事って思っているのです。メディアやマスコミやどこかの偉い先生がいつかなんとかしてくれるってお任せしていたら、とてもじゃないけど間に合わない、という気がしています。

去年から、あちらの街こちらの町、と憲法メニュー+草案サイドメニューというメニューでたくさんのお出かけに行きました。それをきっかけに、その人その人のできることで、すきま12条——大きなことでなくても、普段から心がける、不断の努力のささやかな12

条をする人がふえた、その手応えは確かにあるのです。それでも、7月の参院選の結果を見れば明らかかなように、その道はまだまだまだ遙か。そして、私にしても出かけていける場所や出逢える人は限られています。だからこそ、あなたにもあなたの言葉で憲法を語ってもらえたらいいな、と選挙後、ますます思うようになりました。

憲法、って言われてもねえ、なんか難しそうだし、とか、憲法に関心あるなんてえらいわねえ、とか、いう人がもしあなたの隣りにいて、そんなつぶやきを耳にしたら、その時はあなたがあなたのふだんの言葉で、憲法って、ほんとはね、と、あなたの憲法をその人に伝えてくださったら、私はどんなにうれしいか。もちろん私もせいっぱい伝えますから、どうかあなたもあなたの持ち場でそうしていただけたら。

今の私の願いは、発議のずっと前から、国会で改憲論議の始まる前から、まずはそういう「あなた」を、いっぱいっぱいふやしたい、ということなんです。

## どう伝えよう

な～んで、偉そうなことを言っているけど、私もどうやって伝えたらいいんだろう？って、選挙後、実は試行錯誤の毎日でした。

特に、てはじめの“おためし改憲”として、自民党がまずとりくみたいと思っている「緊急事態条項」。これなら意見の違う他の党の賛成を得やすく、国民にも理解してもらいやすいだろう、と改憲したい派さんは考えているようだけど、なんのなんの！ わかりやすいお試しどころか、実はすんごくややこしいってこと、マガジン25号の24話でくわしく書きました。

(関心がおありの方は、こちらからご覧ください  
→<http://humanservices.jp/magazine/vol25/20.pdf>)

それは同時に、ひとに伝えるのが、超難しい！

ということでもあるのです。はてさて、さあこれから、どう伝えよう、どう届けよう。毎日いそがしくて憲法なんて構ってる暇ないよ、って人が、ふ～ん、これならちょっと話聞いてみてもいいかなって耳を傾けてくれるように、これまでよりもっとわかりやすく、具体的な言葉で、ていねいに手渡していかなきゃなりません。う～んと頭をひねってみたけれど、一人で考えていても、なかなかいい答えが出てこなさそう。

ところで、私はこれまで、たくさんのけんぼうかふえをしてきたけれど、はじめから今みたいにじっくりくる言葉で話せていたわけじゃありません。自分が知ったことをほかの人にも伝えたい、伝えてみよう、とトライしていく中で、どんどん憲法が私の身体の中にしみこんでいって、少しずつ自分らしく話せるようになってきたのでした。

そう言えば、私の話を聞いてくれた人たちから、よくこんなことを言われます。「スウさんの話を聞いてわかったつもりでいても、いざ人に説明しようとするとなんか全然話せないんです……」

そうだよ、自分が理解するっていうことと、人に伝えられるってことは、全くべつの話なんだよね。

ああ、そうか、みんなにはなかなか練習できる場所がないのかもしれない。それなら、2人とでも3人とでも、憲法や改憲草案について、自分の目で確認して、自分の頭で考えて、自分なりの言葉にしてみる、そんなDIY (Do It Yourself) の時間があってもいいよね。それに、何より私自身が、一緒に考える仲間がほしいな。……と考えて思いついたのがこれ、そうだ、草かふえをはじめよう！

## 草かふえ、はじめました

毎水曜日午後1時から6時までわが家でしている、紅茶の時間内で、毎週1時間だけ、「草かふえ」=改憲草案のこと、何気に話したり聞いたり教えあいっこしながら少しずつ自分で学んでいく、け

んぼうおしゃべりタイムをはじめよう。

たった1時間、されど1時間。そんな草かふえでも回を重ねるうち、緊急事態条項や草案の中味について知る人がふえて、またその人がまだ知らない人に伝えてく、またその人が……そんなサイクルを、紅茶の場から発信していきたいと思ったのです。

これって、はやっていない紅茶の時間だからこそできる、私の「12条する」です。そうとは知らずにたまたま来ちゃった人も、1時間そこにいたら、少なくとも「草かふえ」という単語は知ってもらえるし、ほんのちょびっとでも「いま憲」と「くさ案」にふれられるかもしれないし。何より、今の憲法が近い将来変えられるかもしれないことも知ってもらえます。

政治の話ってなんとなく話題にしにくい、そこに段差があるようで、と多くの人が感じています。その段差をなんとかスロープにかえていきたい。草かふえは、そんな私の願いの実験室でもあるのです。

というわけで7月の最終週から、毎週3時から4時までの1時間、「草かふえ」をはじめました。他のとくべつ企画がはいらないかぎり、当分続ける予定です。

「第1回の記念すべき草かふえに、ようこそ！」という言葉からはじまった初の草かふえには、5人の人が来てくれました。予想通りのいい人数です。初回なので、まずはこの場の「お約束」を全員できめることにしました。

- ・キャッチボールを大切にす場
- ・ワンマンショーにならないように
- ・相手を否定しない場。意見は自由に
- ・知らないことははずかしいことじゃない
- ・質問しやすい雰囲気、わからないことはその場ですぐ訊く
- ・その日のテーマのプリントがあるといい

- ・よくばらないで、一回に少しずつ
- ・大事なことは何度も何度もくり返し学んでいこう

この日は、「けんぼうって〇〇〇」の、「〇〇〇」の中に、あなたなら何をいれますか、という問いからスタート。それぞれが出した一つ一つの言葉の意味を、全員で考え、意見をいながら、キャッチボールしながら、すすめました。憲法とはそもそも何か、を自分の言葉にしてみる、それをみんなで共有する、そんな基本の「き」の時間。これなしに一足飛びに「草」にいくわけにいかないですもんね。もちろんところどころで、「草案」についても語りつつ。

2回目は、緊急事態条項について。3回目は、いま憲とくさ案の、前文くらべ。以後のテーマは、その時その場に居る人たちと相談しあいながら、進めていくつもりです。

草かふえは、とてもゆっくりでこじんまり、なんだか一見効率が悪いように思えるけれど、いえいえ、ゆっくりでこじんまりだからこそ、そこにいる一人ひとりが憲法を自分のものにしていっているのを感じます。

けんぼうかふえの時は、私、話す人、あなたは聞く人、という一方通行なことが多いけど、草かふえでは、そこにいるみんなが平らな時間。1週間の中のたった1時間だけど、自分で考えて、自分で言葉にして、それが行ったり来たり。こんな時間の貴重さを、はじめてからひしひしと感じています。

草かふえに参加した紅茶の常連さんが、こんなことを言ってくれました。

——草かふえのはじまる時間まで、ふつうに紅茶して、お茶飲んで。草かふえが終わると、またいつものふつうの紅茶にもどって、個人的な話をしたり、聴いたり。前にスウさんが言った、「社会のこと、ふつうに話そう、暮らしのことだもの」っていうのが、まさにこのことって感じたよ。

ああ、本当にそうです。私もあなたも、この社会をつくっている一人ひとりで、そして政治は社会のシステムのことで、それについて語りあうのはまさしく、日々の暮らしと地続きのことで。ふつうの紅茶と、草かふえとで、声の大きさも、使う言葉も、互いの関係性にも、何の変化もなく。

こういった感覚が、政治の話について退いてしまう、その段差をスロープにかえていくヒントかもしれない。そんな予感を彼女の言葉から聞き取りました。

### 守るに足るもの

暮らし、というワードで、今真っ先に思い浮かぶのは、雑誌『暮らしの手帖』の編集長をしておられた花森安治さんの言葉です。

昭和20年10月、お茶の水のニコライ堂の下のちいさな喫茶店で花森さんの語った言葉が、大橋鎮子著『「暮らしの手帖」とわたし』（暮らしの手帖社、2010年）に、このように記されています。

君はどんな本を作りたいか、まだ、ぼくは知らないが、一つ約束してほしいことがある。それはもう二度とこんな恐ろしい戦争をしないような世の中にしていくためのものを作りたいということだ。

戦争は恐ろしい。なんでもない人たちを巻き込んで、末は死までに追い込んでしまう。戦争を反対しなくてはいけない。君はそのことがわかるか……。

君も知っていたとおり、国は軍国主義一色になり、誰もかれもが、なだれをうって戦争に突っこんでいったのは、ひとりひとりが、自分の暮らしを大切にしなかったからだと思う。もしみんなに、あったかい家庭があったなら、戦争にならなかったと思う……。

2016年4月から始まった、NHK朝の連続ドラマ「とと姉ちゃん」。主人公のモデルになってい

るのが、暮らしの手帖社の大橋鎮子さんです。ある日の朝ドラの後の番組が、『暮らしの手帖』の特集でした。

「戦争中の暮らしの記録」という特別号を出そうとした時の、大橋さんと花森さんのきもちが、「暮らしをほかのどのことよりも一番大切なものと考え、少しでも暮らしをよくしていく」ことにあったこと。

花森さんの言葉です。

戦争に反対すべきだったのに反対しきれなかった。何か守るに足るものが我々にあったら、これを壊されてたまるか！という気持ちになったんじゃないかと。毎日我々が生きておるといふこと、これが暮らしじゃないかと。

これは決して遠い過去の話ではなく、今とぴったり重なることのように思えます。毎日のわたしたちのなにげない暮らしこそ、何にもまさる大切なもの。自分の暮らし、毎日の暮らしを何よりも大切にすること。それこそが、守るに足るものなのです。

一人ひとりの生きる、を大事にする。国や公よりも、個人の、ひととしてどう生きるかを大切に。それを奪われて、壊されて、たまるか！というきもちを抱きながら、日々生きること、暮らすことが、戦争へつながる道に反対するちからになっていく、と私も思います。

花森さんのこの言葉は、やがて、私のなかでしぜんと、憲法13条に重なっていきます。「わたし／あなたの存在は、ほかの誰ともとりかえることができない」。これを日々の暮らしの中で自覚して生きることも、やっぱり戦争に抗う大きなちからになる。そう信じて私は生きていきたいんだな、とあらためて自分に問うて、確認しました。

## 13条がある、ということ

このマガジンの原稿を書きかけていた2016年7月26日、相模原の障がい者福祉施設で、元職員の男性が入所者を次々に襲う事件が起きました。言葉にできないようなこの事件を知って、真っ先に私の頭に浮かんできたのは、昨年放映されたNHKのETV特集「それはホロコーストのリハーサルだった～障害者虐殺70年目の真実」(2015年11月17日放送)という番組で知った「T4作戦」のこと。

ナチス政権下のドイツで、一部の精神科医たちの提案とヒトラーの主導のもと、非生産的な人々は安楽死させてよい、それが国のためだ、といまこうして書くのもおぞましい法律ができ、実際に実行されてしまったのです。対象になったのは、精神の病気の人の、遺伝病の人の、障がいのある人たち、同性愛の人たち、それ以外の人たちも。

この時に、病院内にガス室がつくられるようになったこと。そして、その時の行動が、実質的にホロコーストのリハーサルになってしまったこと……。番組の中ではじめてその詳細を知り、70年以上も前に、こんなおそろしい発想があったのか、と戦慄する思いでした。

テレビで詳細を知ったT4作戦は、70年以上も前の歴史の中の出来事だったけれど、2016年の日本で、その優生思想に同調して実行にまで移してしまう人があらわれたこと、さらにインターネット上ではその容疑者に共感する声が少なくなかったという事実、私の心は重たく重たくなりました。もしかしたら人間には、いつの時代にも、効率や合理化の名のもとに、一人ひとりの違いに優劣をつけ、選別し、排除しようとする者が出てくるのかもしれない。そんな愚かさを人間は持っているのかもしれない。

けれども今一度、胸に確かに刻みたい言葉があります。NHKの特集の中で紹介されていた、T4作戦に決然と反対して意見をのべた司教さんの言

葉です。

貧しい人、病人、非生産的な人、いてあたりまえだ。私たちは、他者から生産的であると認められたときだけ、生きる権利があるというのか。非生産的な市民を殺してもいいという原則ができ、実行されるならば、我々が老いて弱ったとき、我々も殺されるだろう。非生産的な市民を殺してもよいとするならば、いま弱者として標的にされている精神病患者だけでなく、非生産的な人、病人、傷病兵、仕事で体が不自由になった人すべて、老いて弱ったときの、私たちすべてを、殺すことが許されるだろう。

(クレメンス・アウグスト・フォン・ガーレン)

彼のお説教は、人の手から手へと書き写され、ドイツ全土に広がっていき、それからひと月もたたないうちに、この法律は廃止されたのだそうです。

このガーレン司教の言葉、私には日本の憲法13条の理念と繋がっているように感じられます。

### 憲法第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

自民党の改憲草案では、この13条から個人の「個」が消され、「公共の福祉」は「公益と公の秩序」という言葉に置き換えられています。

### 自民党憲法改正草案 第13条

全て国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。

効率、合理化、国益……役に立つとか立たないとか、生産的であるとかないとか、国の利益になるとかならないとか、そんな物差しで人間がはかれそうになったとき、絶対に忘れてはいけないことがある。捨て去ってはいけないものがある。それぞれにいろんな違いを抱えながら、存在している、その“be”を尊重する、ということ。

このことをはっきりと言葉として残し、未来に手渡していこうとしてくれたのが、今の憲法13条の条文なのではないかと、私には思えてなりません。何が本当に大切なのか未来の人間が迷ったとき、決して同じ過ちを繰り返さないよう、立ち戻るための確かな道標を残してくれたのではないかと、と。

2016.8.25